

## 小牧市境界確定事務取扱要領の対側地の取扱細則

(趣旨)

第1 この細則は、小牧市境界確定事務取扱要領第8条及び第10条に係る対側地土地所有者の立会い及び署名押印について、境界確定事務を適正かつ円滑に運営するため必要な事項を定めるものとする。

(一般地区)

第2 第3及び第4に掲げる地区以外の地区において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、対側地の立会い及び署名押印を省略できるものとする。ただし、管理者が対側地の立会い及び署名押印を必要と認める場合については、この限りでない。

(1) 道路、水路、河川その他の公有財産の幅員が4.0m以上であること。

(2) 対側地に構造物、境界杭等公有財産に係る境界を確認できる物件が存在すること。

(数値地区)

第3 数値地区(国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条に掲げる調査を行った地区をいう。)において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、対側地の公的機関発行の確定図等をもって立会い及び署名押印を省略できるものとする。

(1) 申請地が公的機関所管の確定図等のとおりであること。

(2) 対側地に構造物、境界杭等公有財産に係る境界を確認できる物件が存在し、かつ、公有財産が所定の幅員のとおりであること。

(土地区画整理地区)

第4 土地区画整理地区(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条の規定による換地処分を行った地区をいう。)については、第3の規定を準用する。

(立会済み又は確定済みの対側地)

第5 道路、河川事業等で立会済みの場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、対側地又は対側地に関連する各事業で作成済みの用地測量図の写しをもって立会い及び署名押

印を省略できるものとする。

(1) 申請地が各事業で作成済みの用地測量図のとおりであること。

(2) 対側地に構造物、境界杭等公有財産に係る境界を確認できる物件が存在し、かつ、公有財産が所定の幅員のとおりであること。

2 対側地が、境界確定申請に基づき確定している場合又はこれに類する場合は、確定図及び立会済みを確認のうえ立会い及び署名押印を省略できるものとする。

(その他)

第6 この細則に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度申請地の状況を勘案し、対側地の取扱いを定めるものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年12月1日から施行する。